

議案参考資料

[令和7年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第64号 桐生市職員の育児休業等に関する条例及び桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものです。

概要

1 部分休業の取得形態の追加

小学校就学の始期に達するまで取得できる部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とします。

2 仕事と育児の両立支援に係る勤務環境の整備

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、次の内容を任命権者に義務付けます。

- (1) 職員本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供や両立支援制度の利用に係る意向確認等の措置
- (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供のほか、当該両立支援制度の利用に係る意向確認等の措置

(施行期日：令和7年10月1日)

背景・経過

育児を行う職員が男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、国家公務員に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業の取得形態について、1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内の形態を新たに設けるとともに、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とするなど、部分休業制度の拡充が行われます。